ミシガン州における非常事態宣言の延長、及び、オハイオ州における自宅待機命令の延長

2020年5月1日 在デトロイト日本国総領事館

〈ポイント〉

- ミシガン州では、非常事態宣言が 5 月 28 日まで延長となりました。(自宅待機命令は、5 月 15 日まで継続。)
- オハイオ州では、自宅待機命令が 5 月 29 日まで延長となりました。(非常事態宣言も継続中。)

〈本文〉

1 ミシガン州では、4月30日、ホイットマー知事が、同州における非常事態宣言を5月28日まで延長する州知事命令に署名したことを発表しました。なお、ミシガン州内の自宅待機命令については、5月15日まで継続となっています。詳細については以下のリンクでご確認ください。

ミシガン州の非常事態宣言の延長

https://www.michigan.gov/whitmer/0,9309.7-387-90487-527721--,00.html

2 オハイオ州では、4月30日、アクトン・オハイオ州健康保健省長官が、同州における部分的な 経済活動の再開に言及しつつ、自宅待機命令を5月29日まで延長することを発表しました。詳細に ついては以下のリンクでご確認ください。

オハイオ州の自宅待機命令の延長

https://coronavirus.ohio.gov/static/publicorders/Directors-Stay-Safe-Ohio-Order.pdf

- 3 ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数(州政府発表:5月1日午後3時現在,括弧内は前日比)※本日発表の数値を入力予定
 - (1) ミシガン州: 感染者数 42,356 (+977), 死者数 3,866 (+77)
 - (2) オハイオ州: 感染者数 18,743 (+716), 死亡者 1,002 (+27)

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で毎日更新しております。

当館ホームページトップ(新型コロナウイルス感染者数推移情報)

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

新型コロナウイルス最新情報(領事メール、医療情報など)

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html

4 在留邦人の皆様におかれましては、それぞれの地元政府等が発出する情報をご確認頂き、引き続き、最新情報の把握に努めていただけるようお願いいたします。

体調不良となった場合は、まずは最寄りの医療機関等に相談し、その指示に従ってください。万一、 新型コロナウイルスへの感染や疑いが判明した場合には、当館へのご連絡もお願いいたします。

【在デトロイト日本国総領事館】

住所: 400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話:(313)567-0120(代表)

メールアドレス: seikatsuanzen@dt. mofa. go. jp

参考

(連邦政府)

©CDC

HP: https://www.CDC.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html

Twitter: https://twitter.com/CDCgov

(州政府)

◎ミシガン州

HP: https://www.michigan.gov/coronavirus/

Twitter (健康保健省) : https://twitter.com/michiganhhs

Twitter (州知事): https://twitter.com/GovWhitmer

◎オハイオ州

 $HP: \underline{ \ \ \, \underline{ https://odh.\,ohio.\,gov/wps/portal/gov/odh/know-our-programs/Novel-Coronavirus/2019-programs/Novel-Coronavi$

nCoV

Twitter (健康保健省): https://twitter.com/ohdeptofhealth
Twitter (州知事): https://twitter.com/GovMikeDeWine

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※2. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から 「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※3. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete